

個人情報保護制度の見直しに関する タスクフォース等の開催について

「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」
第1回会合資料（令和元年12月25日）から抜粋

<事務的検討>

個人情報保護制度の見直しタスクフォース

役割：民間部門、行政機関、独立行政法人等に係る**法制の一元化（規定の集約・一体化）の在り方**、一元化後の**事務処理体制の在り方**について検討するため、内閣官房に設置

構成員：内閣官房副長官補（内政担当）、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室長代理（副政府CIO）、内閣審議官（内閣官房副長官補付）、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室参事官、個人情報保護委員会事務局長、総務省行政管理局長（+議題に応じた関係省庁の幹部職員）

個人情報保護制度の見直しタスクフォース 幹事会

構成員：内閣審議官（内閣官房副長官補付）、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室参事官、個人情報保護委員会事務局長、総務省大臣官房政策立案総括審議官（併任行政管理局）（+議題に応じた関係省庁の幹部職員）

<有識者等による検討>

個人情報保護制度の見直しに関する検討会 （仮称）

役割：民間部門、行政機関、独立行政法人等に係る**法制の一元化（規定の集約・一体化）の在り方**及び一元化後の**事務処理体制の在り方**について検討

構成員：行政法学者、情報法学者、各分野の学識経験者等

庶務：内閣官房が、個人情報保護委員会及び総務省の事務の協力を得つつ開催

・ 基本的な考え方

- 民間部門、行政機関、独立行政法人等の個人情報保護に関する法令・規定を集約・一体化する方向性を前提に、その意義・目的などを整理しつつ、具体的論点について議論を進める。
- その際、データ流通の円滑化を図る観点と、個人の権利利益の保護の観点の調和を図りつつ、検討を行う。

・ 具体的論点（例）

■ 定義、保護範囲関係

- ✓個人情報の定義（照合の容易性）
- ✓その他の用語・定義
- ✓保護の範囲
- ✓本人関与の仕組み等

■ 事務処理体制の在り方

- ✓統一的な法の解釈・運用のための体制の在り方
- ✓責任体制及び監視・監督機能の在り方
- ✓情報公開・個人情報保護審査会の在り方
- ✓総合案内所機能の在り方

■ データ流通関係

- ✓第三者提供
- ✓適正取得
- ✓学術研究等の取扱い

※タスクフォース幹事会以下で実務的に検討。

今後のスケジュール（案）

	令和元年	令和2年				令和3年
	12月	年初頃		夏頃		年末頃
タスク フォース	● 第1回開催			● 中間整理 パブリック コメント 実施		● 最終報告
有識者 検討会		← 論点提示 →		← 中間整理案策定 →		← パブコメの対応検討、 最終報告案策定 →
						通常国会への 改正法案提出

※タスクフォース幹事会は、随時開催

個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースの開催について

〔令和元年12月25日
関係省庁申合せ〕

- 1 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年9月9日法律第65号）附則第12条第6項を踏まえ、関係省庁が緊密な連携の下、民間部門、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定すること及び事務処理体制の在り方について検討するため、個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を開催する。
- 2 タスクフォースの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官補（内政担当）
副議長	内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室長代理（副政府CIO）
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
	内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室参事官
	個人情報保護委員会事務局長
	総務省行政管理局長
- 3 タスクフォースは、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
- 4 タスクフォース及び幹事会の庶務は、個人情報保護委員会及び総務省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、タスクフォース及び幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース幹事会の官職の指定について

〔令和元年12月25日
個人情報保護制度の見直しに
関するタスクフォース議長決定〕

個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースの開催について（令和元年12月25日関係省庁申合せ）第3項の規定に基づき、個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース幹事会の官職を以下のとおり指定する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
構成員 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室参事官
個人情報保護委員会事務局次長
総務省大臣官房政策立案総括審議官